岷江入楚

常夏

特別
へ 12
4604
25

712 45
4604
35

宮城縣図書館

常寿

廿六歳　太政大臣

六月六条院東の殿造遂

内大臣公達参會す

源氏尋近江君す

西対御前の賢き花盛す

源氏君孫和琴歌貫河行す　西対姫君す

内大臣毀源氏給す

内大臣渡雲井鳥君方給す

玄沢窺見を江君与る節君千双す

内大臣殿与近江君宿給す

近江君奉文於女御殿す

小汀文庫

48 3694

常夏　花以詞并哥為名　但一と葉にはなつかしきとあり
一物二名也　又哥にはなてしこ床なつかしきとあり
（何）巻名なてしこところなつかしき色をみはもとのかきねを人やたつねん
（箒）秘以哥為巻名
如云なてしこは詞にはなてしこ花をとこなつといふなれや
またこれは文なてしことあるへし　けんしの一哥にはなてしこ
とこの床なつかしき　源の哥也　玉かつら君の返哥
には　らうかけの露におかし　なてしことかりそねふしと
詞なるなるへし　源の哥一首の中ところの詞なるへし
仍以哥為巻名といへり　花には一物二名なれは哥詞
まて其の名とをといふへし
（ひ）源氏廿六才の六月より天皇の並也
（秘）源廿六の夏也　弄　○箒曰　○箒　賢並一三

いとあつき日ひんかしのつりとのにいてすゝみ給ふ
河 京中名跡云釣殿今六条院是也
京中名跡記釣殿院号六条院光孝天皇の[illegible]
東洞院よありいは西洞院よいつりとのは六条院の釣殿也
栖なりといふ名なるへし
箋 うつほ祭使有釣殿納涼中六前の池に細からし鵜かゝる
しらひなるとしせよとそ
閑 つりとのもちかきの類なし
花 うつほ祭の使の給ひしよし六月廿日ひかしのおまへのおほひのをひ
ひろくふかきのかへよせしよそひくかひはし
うへのまへの[illegible]今まいりし中将よかゝるつくし水よのなへいへは
らいぬよかけていふめつき物なつくし[illegible]
うき橋をしてわたり[illegible]くまてみるに給よ
十二日てまの日ましてなつかしとておほやけに奉るよせ
うつまつんなかんなる給なひてうちとしをさそひて給
その給をしらはしむかふよわるまへの池よ細からう

かうしてさいふれしをとゝさらしかつきなりとおほして
いてさせいぬさしありしめしなとゝ中将ゆるへてかし
きこのめとしなよしろいろうてなてとゝみなるし給ふ
のかへらうへのなかへいはとむなきしてとはりしなとしく
みすのほのかなるによりてふかきおはしのおなし
あまりとくさねそよきそのきみのおほかたをそとの給
つねふれにとらうつしてわなひしてそきて五よの
てりのあへまゐり今なりつき日物なよ人くにてそみえ
なにてさうしるるまゆ此物語よおもしけまるよりとつよ
中将乃君も 秘 父とて
さふらふ殿上人 秘 六条院中将の給し
ちしの河よりのちにの給へる中
河 西河は桂河也 此西河の鮎は供御
西宮抄 桂河 嵯峨河 東河は賀茂河也 右近衛府検知 葛野河 右衛府検
知河上 夏供御鮎 今東葛野河は西河也 如禁野
已上 六条人分也
秘 桂河也 此河禁野とろひとしくまゐ[illegible]

行　日行

扨侍りし　十五六条及西河渺々

離乃度にさ君朔ふ鴨壺慈と必責敷すこ

者しを冠ノ譜よみ

遊宴朝　しおのうらうらふ

大和　賀茂河の流るふ次あ

大石　君ゆせ八拙し心を賀茂

あらしれいしねるて

花　今業摂河ハ東河ハ

和名　業三畧ニ今別注如ク

ちりさ河の

業　賀茂河ハ　北京松河ハ京隆院（流ふ近代すし）

ハ賀茂河ハ京極河ハ流ふ近代あ

河ハ行　流

勿論し

ハ河ハ近代ふ上古ハなるまし

玉ハ業院名字河ハ原石大石の六条院と横する

皮院後ハ章子院御代として祝聞天皇ハ

賀茂門

有ハ伊勢物語ニ昔尼の花ハ

河の辺ハ六条院河勿論

ハ賀河ハ賀茂河勿論

御記ニ延喜十七年三月十二日丙寅六条院北院号ハ

大石源融宅し大納言源朝臣奉進お院ニ

賀茂河をいふ時ハ業物ハ

いふ　河石部

業　離　和名　伊勢物語　性伝院在石間ニ時　業物と貴ニ義

離横し物於御前間味し例　章子院ハ集子ハ四樹ニ

ハ章子院ハ集子ハ四樹ニ

ふ御ますハ人ふ

和名ニ離　音夷　和名　性

大とハ美ふ

業　柳　柳木ハ

業　以下院ハ柳木ハ家入ニ

河
康保三年壬八月十九日御記云遣左右看督使巡検
法水其五六条及西河堺〻仏海〻夏乃泉乃會
鮎乃度仁〻君乃御ふ鴨壺慈と以貴敬すこと
者しを〻冠丁譜よみゆ
遊宴朝
しおのうらうらのかすみあふこと
大和 賀茂河の辺のふ次あめ門のあみをあふこと
大石 君をせ〻ハ拙し心を賀茂河のをあめ
あるこれもしれるてとめるるあゆるくといふ
花 今業摂河ハ東河〻葛〻〻前よりり
和名 第三畧〻今別注加〻
ちりを河の
第 賀茂河〻 北京松河 京除院（流ふ近代すし）
河 近き河とハ賀茂河〻京極河ともあれ〻流ともあれ〻
河とハ条〻ものしまの近代ふ上古ハなるまし
其上ハ条院名字河の京石大石の六条院と横する
皮院後ハ京子院御代として祇園天宮ハ
舞賀茂門

有〻伊勢物語云昔尼の松ハいまハ昔のかたちかはれる時
河の辺ハ六条院河勾詠
き河ハ賀茂河西ハ京〻西ハ佐伯院
御記云延喜十七年三月十二日廿日条入ハ条院北院是加左
大石源融宅〻大納言源邦名奉進お院〻
賀茂河といふ時ハ条橋〻
いしふ 河石部 鰹 和名 鯉 日
第 鯉 和名 伊豆東元 性代院在石間〻時 条橋と貴ハ義
鯉橋〻物於御前間味〻例 京子院ハ集子ハ四橋
を京子院ハ集子いふ
うをかくるもの
ふふ〻ふふ〻ふ
と御まへ人〻
和名云鯉 音夾
大とのの美〻
第 柏木 以下院者遊〻
性 〻ふ〻り
和名 柏木なり
第 柏木ハ岸ハ柏木ハ条入ハ

或
柏木 和梅 弁かゝる 衣川涼みを尋て来りあふへし
おかしからは
ひ氷めして
箋 氷水冷水へし 枇杷子といへしくわつさひろ扇の風も
ねるしてやまふくく
弄 氷水にいやにひやかなるまゝし 和し
秘 いやつかなりゝあらし 公子調氷水 佳人雪藕絲 千五柱子美夫 八溝納涼詩
人皇六十二年夏五月遠江国司始献氷
偲天皇二年申りまりといひて蜻蛉巻にも
書付日本記云夏氷を水酒に漬して用といへり
氷ならを氷れ流るとも早速とかへり
枇杷子といひしくわつさ日の中にいふものと見ゆ
扇の風もねるしてまよりさしてさくる
もてなんなと
箋 俗に 此日と云飯 一説干飯とかけ 水飯 かにけゆかり
あらつか 十二段切りてもまうけ給て後といてまま

行 江行 流るゝ も行し

いせの海の今葉はせてひあなつけてくみ地
弄 干飯なれ 麹あつけ 花菖蒲に関東しいやの地
秘 今ある女あつてひめといつる地し
或 此説はいきんとひめとて飯とわつくしてわすれ
るりてきさへ遠
はしきさつくふ
箋 早速の字し 比く日久しい
弄 いそかしき竹し
秘 いしめきそくふへいそかしき竹し 行早速し
風いはらふけと日のとつまく女しるを紀
秘 夏の京氣おかしろく
闇てる日乃夕せみるとの鳴る暑き柳し
せきれし急ぐ女
箋 花山院御集 はせ小夜しもよね蝉の羽れしと舞ふ月しものかは
ものうへむ 毒 佶 くろる
箋 源綱 此は集流夏闇生徹凍の地るへ雖遊暑を忘し
枇杷子云 夏は地の方とへるとみえし

或 柏木 和梅 午ガ枝 石門法名寺と尋て来りのつゝ

氷かゝて

氷水冷水し 梅子をつらしくわつさひる涼風

わるもしひ和ふくこと

氷に氷ひやこなるもの和

ひやこなるもの 今謂氷水 住人雲藕絲 千五柱文美 八溝納涼詩

河氷室 仁徳天皇六十二年夏五月遠江国司始獻氷

水鏡に仁徳天皇二年甲子 日本記に氷を水酒に漬して用といふ

勘付 氷を氷室に入れ八月に氷を水酒に漬して用といふ

梅子 梅子とかゝ

梅子とは梅子とかゝ

南の風 南の風とは

水飯

俗に 此日 飯 一祝 午飯 かこひまつり

うつか 十二月 かゝ

いせ物語 今業平 あるひとなつけてゝ

寄午飯 飯なつけ 類をつけ 寄茶 茶つけ

和 今は世 あつて ひめ

或川 祝 ひめ

けゝ

寄 早速の字 此 日久 卿

寄 花山院川集 行 速

和 しめ

風 日

和 夏の氣 かり

因て 日久 せみ

せ

寄 花山院川集

はの中 ねの

ものの

寄 源胡 しの集 院 園生 徽浄の地 雖 暑

梅子 梅子 地 梅子の方

秘 源の綱かくれて嵯峨院ハ源しき家なりしかさだかならぬ
のかくれたる異本にてあるまじし 殿閑生徽源の心なり
むかしのつきハ
篁 無礼な罷
いとうたてろハあやしいうまし女
秘 よるわざいしなきとハ
弄 あやしいまさもつれしくくつくしきものし
まうき人く 或抄して其今ある人の事とのする
秘 人こころちたけ移つらし
女かうしんあるとこひとこゐ夜能よ 云々ぬけ
篁 常能入名ノ字ハ綱ニ一説ニ一字ヲ入テ直衣能ニ
弄 あるそしいしとね 一 閑解衣盤 柏京朝臣ニ見ゆ
あてまてるらう
篁 けんあき京ヲテセメテ随宜ニ随従して後へ下之
おきしるいさんちして 或年ありこれハ世ニ名人も扨
篁 源の常宮相国ニ傳し
さそくて扨ありきたとききね

紀つしうろのまて 秘 人くるの心し
或内大臣乃君ろうらのんし
かうらんよせるのすきし比
高欄のかろへ肩をおしかく居たる
いつくきしとらや 源の綱
篁 源の綱 源よ補せもし人ハ名ヲ異カ傳ハ聞ケシト
閑 近江君の事ハ此人事狂言しるしきしるべし
かのうむすめ
篁 外腹 近江君ノ母
弁少将し 篁 女 紅梅 少将君と云人ニ
おとくしう 秘 弁少将詞
さまるく 篁 弁少将ノ返答
これもの比ゑうり
篁 當来末ニ見 春比思所ニ夏トてんばかり
河 當来ニ内大臣夏見所てあはれなる人めてとあるよしのすき
岷 もつたりくも抱きそめすあてすゑ夏ちらせし人をまちて

花蘂とらハ蛍光にあり此女ハ近江君母ハ少将君といふ人也
弄 蘂の事蛍にありけれハ委しく此にハふれ侍らす
秘 蛍の巻にもかくよある香の蘂也
或内大臣の落胤腹に近江君とてある也とうけてありし
なりとこそ異本のかはりにハ蛍の巻にも蘂とみえたる所也
人の学ふにみるハ後すへきと申すへきなり此子は
あのうちこそ猶まいらせよとのたまふハ間柏木中将関白てまいらせ
あまた人の中にくらし源氏関給てあつかひまいらすと後ハ弁少将なとゝいふ
しるへからいへり 関白のこと
中将の朝臣 箋 柏木の事也
わたくしにはかり 河 鯛也
箋 鯛也 膾鯛也 縁にかゝし
秘 鯛也 純縁しうかたし 弄同 縁よりかれかうもいふや
くちきよけいへるにもとよし
兄弟なれとも弁少将ハらしく人にみえてありし
めつらしき女なり 近江君なりしかしたくまとなし

そのゆへしらせんなる 河 家損 家ノキズナル(?)事 日本紀 態
箋 家損たれ解し 家ノ瑕トナル 文章ニ見タリ 已上 河
箋 曰 家損ノ義ハ人の為にも家のきずと云詞也
けすたちハ顕はれたるハ義也 かやうの事ハ世のそしりとなりぬへきと云詞なり
くされぬ物とも 私ノ親ノ名をも上の家ヲ下ニスルハ非也
一箋 落胤腹トアルハ人ノ家損トス 秘也
私人のむすめといふ所に付て家ハ首へいふてなれ我かうちも
人数にて時人のさ我もしていふ事もありけれ
ことたゝしきこと 秘 けてかまはさるなりと 箋 深く中 浮寛しく後ハ家也
いとおほつかなき 箋 御息所ノ息男女多き中也 源氏
秘 源の朝臣 河ハ内大臣の御子ともあまたの侍る中にも
とく源ノ事 兄弟のかたきといへり
箋 他腹ノ数しあれとも云ル源行ハ兄弟の沈入たる也
河 源ハ父母の兄弟のうちにもみえてまさる也といへり

好果集

[illegible]

[illegible]

第廿三 松 [illegible]

五三 手 念比たんし 仏を欲カてきせ

第四 以義朱次

手 [illegible]

[illegible]

或は祝に貪る字ヲ日より欲カ多キ人ニ

[illegible]

河合

第今字 添 [illegible]

名のうし [illegible]

第添とい思アナツリテ申来ル人 [illegible]

松 我身とハ [illegible]

[illegible]

第添の推量で内大臣の娘女 [illegible]

[illegible]

第内大臣ノ力ニ乱りこそメキ猶ニ [illegible]

[illegible]

松 内大臣 [illegible]

[illegible]

第月 月ハ同光モ渇水ニハ [illegible]

[illegible]

手 [illegible]

松 [illegible]

[illegible]

中将 [illegible]

[illegible]

松 花鳥ハ [illegible]

[illegible]

内大臣の娘の中将 [illegible]

物語と関てまゐらせねなりゆへ　花鳥山中将参ニ
歌道存ぜず不審　或ハ弄の系ツクル所侍柏木ハ花鳥の儀
関
柏木し
第　第四夕雲ハ　花鳥後て弦　此柏木ハ弦ハ山席ニハ年廿将
義侍後　兄弟両人ハ　柏木ハ今日席系入ハ不見
源氏年廿将を指メ少ク回後ニテ舎兄　柏木不参ス
警　あめしねハ実法ニ不ヲセメリ云ニシカシト思ハ
れ　れし義ノ義　花鳥ハ花多ノ系ニ関ハ　ハ
つさよ　朝臣やうしの落葉ハとうさと書るほのの後
廿将と侍後ハ
松　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
第　廿将ハ弁廿将ハ次男右兵衛督ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
あるんやうしの落葉とハ　侍後ハ二男右兵衛督
花　落葉流服とハ
松　夕雲ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

行くゝ宮のよりつゝ
弄　源氏夕雲ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
第　源氏夕雲ハ　落葉とハ落流服の女子とハ
やせメテソレラ久ニ下ラ　雲井雁ハ　紫服
人ハ名
夕雲と内大臣のむすめ　内大臣のむすめ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
河ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
近江ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
松　内大臣の四子　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
第　第四月ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
尋子ヨリメトシ時ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

近江君之せめト云詞ハ心ニ十分せ人弟ナレハ如此落葉ゟ
父ニト云ハ此詞符合せり
ろうしのふやうなり
河 嘲哢なるへし　秘 弟同
おかしけれはこそ
秘 源と内大臣とのれわかれし
○箋 弟曰 此段弟子絶え源と内大臣の間ゟ云
ひ侍るなり
聞し 中のよろしからぬよしと伝ありと此付字也
河 有源之勢ひ人ゆえにやよなる中のよろしからぬゆゑへし
まいらせ中将とてなし
内大臣の弟方にても女の居るを申し給て有めし
なる聖にしもあらず給へし
源の中もことこもて人に給へりしとの心やあわり
てうしの給ふとゐるへし　弟子絶え
かくさし給ふよつけたる

近江君は寺にして給けるとも給はせてむかつうと
みをかたまうてりとかなむそし
○箋 弟曰 此一段源氏之内之　近江君を尋出給事を聞
給ヒツケテむかつる事をサツト思給ふへし
ふいの姫君　むかつくへし
又あれつかうねうそうもかてあるれんちや
むかつくと見をむつは又ある人つかうね方に随ひて
いやさらんとや　此近江君はあはれなるかれてまえ
一世わりまうなむ 昔妻のつけてとりとさ宗の者ん
秘 ○やは詞字也
箋 ○やは詞字也　○弟曰 隠れてよりつかみしさ○顔
かひなるおのつる給へる人しりて
内大臣の性を源の立ふへし
ようすしきをもめ
人の男子のものせおふへし
よそちやし又よそもちら

箋 内大臣の御子に若君のケチ大堂ノ時アル人トし
弄 内の御子ハ人々をしてかやうして又かくむまきし人
こまかくれうりとせ
箋 第四内大臣ノ花悦七者ハ風のうるへとかサりとし
秘 一向まさりてさしくうしうみとし
おもしなき海かく
いとらしく
箋 第四収第ノ字ニ エナカセキヲ又第ニ 玉くうら養育ニ侍係郭余
十年相ニ也断アルてこキ中ニ 廿ニ 秘 清 作三 主ノ内ニ見
せあふハなとアルやうよりてるすてカク養育アリシハ随
分ノ高恩ツト思ハせなるとノ人ニミ
秘 弖思すて返口君の御ノ沢ニ玉くう也にと侍のやう
くやしおもは従人中し
夕つけゆく風にましくて
閑 只夕なるうも物ん おまは日比とふにくもりかなきこえし
夜目 よるすかれしいつふらう夕なるうも物思風ハさよく
みけとあれハ見れなかくなる引く涼しさもなるへし
人窓むくうちとけ 箋 源の詞 秘同
各人やまくうちやまみなとし給ひて源氏の對へかれ
るすなるへし
いとかれ女へきよりい
源の女ほうけぬるんとのゝし
かしのるいよ君うしらみるかれとくらし
こゝよさ御し女人くせ 秘 むかしの御方し 箋同
別しい先君を 夕箋廿
秘 別しく議さりて人ゆひし
とかで給へ
箋 廿三外へ出給へ下し 夕箋廿 河外出し
秘 わしくト讀切へし皆秘ノ箋し
さのいく
箋 源のヒソカニ王ナリ 御給し
さんとして出給へ下し 然モ胸ノ返ケレハヒソカニ の給し 箋 四兄弟タチヨリ王ヘ御臣
秘 うちさのいて源の給し

秘ニ作るハ源の詞也

少　廿一歳源ノ詞也

少将侍従なと

箋　弁少将藤侍従也

おてまへしてこゝろう

箋　源の侍従なれハ也

いとまゐりこまありけり

も　此人ゝ姫君のましますにても推量たくこそあれ

と中将の實法の人まてもさんしやくしかなり

て女御にも参るへし

箋　王ノ兄弟トモ不知宗叔恩也

中将のいと物ゝしの人かく　河實法　或質朴

秘　久我の實法といつり　箋我也

箋　日久我もいらく〳〵八二ニテ此両人とともに人乃

つゝよ三サシハナ外ニハ也し

同　少将侍従なとの此方へまうてくるにと久我の實也

ミキ人ゝ多く　羽林井兼源の詞也

弄　柏木中納言若く對ハ尤遠りうる事也弟君

道ノリ事也けし　又云久我のまうてくるしきを

猶も此時右中将ハ東とみる右中将ハましてたり

まうてみちゝあるまし事や

紅云柏木の時柏木ハ不氣也此中将又久我勿論也

此乃人ゝハ世上の人なるへしと

箋　少将侍従ニ三兄弟トモニ人ニツカリシラメト也

或此流こしらのみしとあそそなすとのめるまつくさへ給

秘此義自然のあやまりあるへし也けりとてなそ

此人ゝとつゝ箋て明く

なをとゝしきてハを　河直ニ新左道人也直人ハ日人也

をまこしきハ直人とも也宗のしたなりけるやの所

しあたる人のむすめなといふく

秘こしらの人ゝ宗の中なる方ハやしくおりつる情の道

箋　少秘直人ハ数ならぬとて宗の中ニハ人ニク思ハ也

これも我のおかし

箋　此事ハ流ノスヘリ内證ハサモナキノ　ワカ分際ヨリモ世間乃

お月し　花厳院上人　早下し

くらくしさりしらう　河納碑　白氏文集

おさりしうそまと人のりてわつかるいるよれいとう

うるるすの仏るかくく　拙めれと

○業　第四十方こうハかくく　拙めれと

ハうう方こう多くまし　私方ハ方ハ　ハうるもて（ハるる上句う

きりて方こうハ　拙好源ハ川好ハ三ノオハ上中宮三ノ三ハ

ス明ハ仏恵ハいるるくくうしめ又世間ハと石

カ子ハ四人しハ中日ハ（中三ハ　サルライ（ハ二め河

ちそうハ人ハるるうしいうんよつるうり

○業　第四ハ人ハんとする拙方ハ出恵めサ中ハ人

レクレミヨウしたちりチキトハ

因源の内このうしるちりも糸肉のもとくくしき談ハしるさ

つうしなりとハうるハ

かくて拙しめハ

第四ハうう養育ハ年来ハ知れけりし

祈しかしし

かハ人ハうハの祈とおみる（ハ知ハよけ（ハうし

私人ハるるきのふうきあさくとハかやうの好多のおれと

よつけうく人ハ真実のんうしいいみる（ハきゆるれい

おるる（ハしみるうかハうきハ（ハうんうしいるもう（ハ子ハなてが

河牛麦　石竹　○業　金鈴　白氏文集　○業

ませしとなつ（ハく

河架　離

ちみううハうきせんさいとハあれとう（ハれてうしたた

こえうとうとうハれるとハなたしこハるうつるる（ハ待

うきれ麦よハうハのうきハあるるとハいつるケうたたる（ハさ

みれううて

私麦と人ハるしどこ麦のるし（ハうつのるとハうくう

ハのうしよ祈とくくハ

○業　麦と人ハるしるうつのるとふくくうれくくねとハカストハ

手とと麦のるゆ　とるうつるよ（ハてのるる

いうそくとなり　弄　なるの詞

源の詞　源ノ詞　有職　職者ノ谷ッ　襃義ニ給ス

右の中將なりして　柏木ニ　同

第四柏木ニ源氏うらさとの宿ニ人数中ニ居給ハ此ス

いうそくとつれさるの中ニ

忠しるべの今の後ハ父ハらるしほうもし

ちしらるらし　第物語ノ他ニ

中將　第四

中將ハいくらうの中ニ

第多ハ別ニ傑出ニ

中將ハいとしのふ　第多ハ

源の詞や　第四

源の詞や　第

引くは内大臣ハ

まうもの　第

源内大臣の君達の人よりそらしら中ハ久多の又一

ちもそらしらみ給て自物ハ有一　第

弄玉ノ詞

玉ノ詞　弄玉ノ詞

第四源ノ詞　催馬楽の詞　取ナメ

巻一給也　多の方ヨリ

ノフレナキ　内大臣ノ方人ニ

河　催馬楽　吾家ニ

第四　后なるの皆立ハ　孫なるハいやなる　第

第　后ハ　内上　第四内大臣ハ　源ハ孫　孫

三ノ女　内上ト　ハ　録ノ　源ハ孫　孫

源内大臣の君達の人よりそらしら中ハ久多の又一

ちもそらしらみ給て自物ハ有一　第

弄玉ノ詞

玉ノ詞　弄玉ノ詞

第四源ノ詞　催馬楽の詞　取ナメ

巻一給也　多の方ヨリ

ノフレナキ　内大臣ノ方人ニ

河　催馬楽　吾家ニ

右　弄　同載ス

弄上の詞ハ　催馬楽ニ

詞ハ　玉ノ

いてうなん　源の詞同　催馬楽ノ詞

第源氏　今芳してハヤサレヨリハ[illegible]やおさるさと千ノ三三
[illegible]見給ハスト[illegible]　第日長三
を出れさらんも我家の幼よりらくしさむこりの張
らしおさるるさとり
第三條宮よりおたてし時のまゆし　秋
むしとしとさきんんもとまと
河内　右代の野中よりさるむしをいれんとけ侍むこ三ハ
秋第　秋ハ不ハらしけ今ハ及ハサルを
図　秋とけを六蓮元　是ハ事こめ何是又ハ変ハ今
まるとらるるる　第漢　黄ゆし
秋源しまを侍てあ[illegible]ハをまし[illegible]地とし
うめるまゆ
源の郷し
第秋を樽陶しのゆし
第日嗜嘆し
むはかるれんのるて　　む是ハ玉るるのんよ[illegible]
第玉るるのんしサテハ源ト因ハ庭ノ心ハ懐[illegible]
秋玉るるのんしてハ源ト内大臣ハ出中ふのるて[illegible]

あやしとれらてまるんと
秋玉るるのんよかるる源と内大臣と庭の陽ノあくハけ
の賞又ハ[illegible]れるんまいるとれれねとるるる
とる流ハ源の然ハよおるするをるとさて実又ハ
られるとと玉るるのもこの張ハ[illegible]源のハ
とあるハ張ハまいしんりとるくかりもし
月もるる比るれハ

れけしらくてあいがるや
夏ハ打ハ遊るあるあけるし
るる火しるるれ
或ハるるるとるるるあるるるる舞火ハるれ
もるる夏ハ夏の上るるるたくるるるしあるるねし
おるもなるるもるんのあるし　秋芳

[illegible]

第妻ニ夏ニ初め何ニ第日諸樂器平調ノいろはトメ音ハ
ノ姫トスル者ハ今ニ初子トキコユ然レハ平調勾徴ハ
秋ハ[illegible]平調ハ祝言ニ用テ四季通用ニ雅ハ平調トスル
かつらのとハ心よつめもとらやと
和琴てといつるむつハかやのかたハそ花ハさらとる
あるつる給つれハ[illegible]
第山甲ニ山ノとつの調りタルノ原の引ん人サテハ和琴ニ
キ給ヨト驚ろかしつ原ノ月
秋のよ月ハ[illegible]
かさろ[illegible]
和月ハ[illegible]
第第日今業第ハ小音の器ニ奥フカリ物ニコモル音角調
アリ和琴ハ[illegible]
[illegible]
琴ノうへニハ時ハかくふ[illegible]

初秋打ニアヒタルヲ云けらくいはめ[illegible]ハ諸樂器ニ
合スルヨリモ山物ノ音ハ[illegible]
[illegible]
和[illegible]
第第日[illegible]
ツリ[illegible]
第日[illegible]
[illegible]
第山物[illegible]ハ和琴ノ[illegible]
関ハ五絃トハアヒ[illegible]
はなつかりくのあるしい物のひやーとゝのくらるん
和ノくのあるしいもの音物子とゝのふるね[illegible]
第山笛ニテ諸樂器ノ調トニ
和[illegible]ハ山ノ調のまへつけてうむ字し

やまとことハ人をなぐさめ
和皆或ハ天ゝ麻呂の樂窓のきく
第十の字ニカヨハメカケリ　十日物アサキ板ナレトモノコモル
トヲニヤ　以上第
いとしきやまとことハ人をなぐさめ
の名匂ひ　ふるかなし
又ふるとなる　天和琴の名ハ、カクチメ　花ソノアて
ツ結ハ
花和琴ハ河海の紙わやまとのかるかわ
和しとの用てしこやまとことてけてもりめ
ゆ上の用ハつきるもし
いろくもて四のとをねのめ
和ゆるものあしそるわとし
第四左樂ハ大唐右ハ高麗ノツレモ外四ノ樂ハ皐ナトハ
せうあふさしきさ笛ナ異深クリノ〻ウ学ニハ女ノため
物をカリ又ハ和琴ハ諸乐笛ニロリかよ〻てキハモナキヤウ

ナレトサスカワカ四の笛ニテ外ニ求メ又ハ〻ハ女ノため和琴
たんこサルニヨリふるんとをうもあるもそいつ笛
引ハ係アルこと　以上第

物をもあるかをあり世てるるしい絃へ
源の出ハ〻のハ初し和琴をもく絃のふし
和昔ハ樂ハあるせしし近代大ハ弦ハ
第昔ハ諸樂笛ハ合せたんう近代以後ニ譜ハ考今殘
しり後ニハ常ハ乐中傳しり
ふるさんとて
和和琴ハ琴をとくまさのことふるさ月るさ物とし
第和琴琴をとくまのノコモレ年ハナキ板ニテコヤカナラヌ

あるよし實ニヒキ得んまゝ
この内のゝ引
第枝仕
なるしすかるの引
寿和琴よあるまゝし
第菱撥斤撥トもまつり
河和琴よあり左のまゝ
てつふとハりとも右のまゝ
ちらくとハ菱ちとも
源氏類字ニ　管撥　和琴ばかり和ら餘ノ絃ニハ菱
或　箏よりてくくとつまるう　琴よあり内ノ管ノ絃ニ
始ちしニ
私ニ付ゆ不審ニ尋ら
ちらりの物ハ祓こりうち
第十日和琴　八ツヤカナラヌ物ノ音ハ諸樂器ニ合センヨシ
ナ堪能ニ有り先ニ　恐ル樂器の棟梁トメ音律ノ北
然ニメ調ハ下関ハ多リサハ上ノ調ニおりくれあるし物のは
しとものふるもしとちりいくてかく

ふくもなくこそりしきのう
内大臣の和琴のとうれるとは
せうふなう
なのくんえていとかれ
松むろハりとんえめなう
第むろんの中ハけ為よ
泉又とりしくいるのふ
いそかもまり礼れい
寿むろう又ハ作しくいるう
私ハいそとかもまりとハ和琴ハいふして
ちれよいうれていま又内大
とハ但いつふしてもんう
けりうちそちねいきハあう
松むろうのんし　内大臣のと
私ハ陰むろうの乃作ハ和と
第ちの用　けハ事ハニテハ北の内大臣ノ物音ノ間の

以井手七有ナレヤトセ
あやしきらうなとの
松 祖しひく人いあまた侍れとすれとも有ることと
第 なをそ人〳〵七ヲて夕ヒクナレハ夕レモスクワサヤト思給ヒニテテ
ふるつしよ播磨ノアリケルニヤトし
図 大ふ乃人のしく侍きあるなにあるなとを
ふれそふつよおくふふまのあるもとむつのく
さし 也是源氏の侍翁し 哥
第 源図 ケ日さうしハ賢ノ字しむしの人ふふかをを
五ト領解ノ図し
松 賢ノ字をいつ源不審しさるとけるる図しあま
ふかりけ図あり
あへかとを 平 ゆいるゆ〳〵るし
松 ふりなをつるよりかり かゆいるゆ〳〵るし
第 上ノ図よりのトの給ひ元ラウケテノ図し東夷ノ取ナ
ニノ名人美 中ニ名トの侍ノ

御まへのはるゝしまつ侍ふんのはるゝめしをて
河 圖書 裏ニ累代ニ御物被置候し
和琴ハ伊勢語伊勢冊尊令作出給ヒ 仙法樂器乃
家ニしるとゝ
也 琴ハ伊勢語伊勢冊の二弟の四代ニそなるしハ
地ニ毎日和琴をゝ弾ゝ天宝元年天照大弟
のゝ給神宮ニそなるもいつて家物ハ引ハ張
とゝ〳〵ゝ侍ゝ琴ニ物ハ
つゝ生ニ引ていつの世巫の口ヲするとてをれる
とゝ引かゝるゆゝうかゝ男女と
図書寮ニ也官を書司ニ和琴と書司の也官
ハ天竹貝或ハ多乃法
あつゝ引ゝ天ハ
河ケ和琴の名物しけ四ニ出さる家ゝ
ゝて琴ふとゝ引ゝ
いつれの楽器ニ
ゝて琴ハ内の引の
琴のとゝるゝ
松 花香ニあり

第七六 男官ハ圖書寮 女官ハ書司トス戦琴ハ書司ニ在アツ

カラヒ 仁明天皇ノ崩ノ故ニ緒琴ノ音ヲ聞ク事ヲ

ナシ 仍テ異ノ物ノ如ヤトスト云リ 仁明 御諱 崩 故ニ

注 各々為 和琴ノ遊觸 於天皇ノ前 神宴ノ時 弦張

リ並テ 打鳴 旨リ 乾レリ

一説 伊勢語 伊勢物語 作 絵

第七七 和琴 琴ニ 和琴ニ

ルモノ 作ヤ

ウ七ハ ウ七ハ ウ七ハ

河内 内大臣 ウ七ハ 琴ノ 琴ノ

皮 ウ七ハ ウ七ハ 琴ノ 琴ノ

ウ七ハ ウ七ハ 琴ノ 琴ノ

第七八 内大臣ノ ノ 琴ノ 琴ノ

ヒ 琴ノ 琴ノ

第七九 和琴 ケ 琴ノ 琴ノ

ケ 琴ノ 琴ノ

ケ 琴ノ 琴ノ

第八〇 琴ニ 和琴ニ 琴ニ

第八一 琴ニ 和琴ニ 琴ニ

第八二 琴ニ 和琴ニ 琴ニ

第八三 琴ニ 和琴ニ 琴ニ

第八四 和琴 琴ニ 和琴ニ

第八五 和琴 琴ニ 和琴ニ

第八六 諸藝 慣 人 殊メ 琴ノ 琴ノ

ヒキ 絵 ヒキトス

琴ノ 琴ノ 琴ノ

琴ノ 琴ノ 琴ノ

第八七 琴ニ 和琴ニ 琴ニ

人 琴ノ 琴ノ

ケ 琴ノ 琴ノ

琴ノ 琴ノ 琴ノ

琴ノ 琴ノ 琴ノ

琴ノ 琴ノ 琴ノ

琴ノ 琴ノ 琴ノ

秘 涼のさいろも絵所とて花鳥をみせら 箏門我て
これらも有てさいりの涼ある
ほこりこ 箏 秘ら山は さるもし 行探りつゝ未柿し
箏日琴を記と書たいト云譜尤けれ百鳥耳ノ譜ト見タリ
重て取らし。 己上箏
秘ら琴を記とハ和琴をひく涌まても源氏の
寿花鳥の要ことつきうすと云関わり琴の筋し
河とつくハ琴粒トりけつと和琴をとつくいとつきいと云
手ゆわり柏氏十五牧物にみえられたくいとつひらハ
のするし或統ホの字し 和琴の琴乃字をあはれ

正礼をもまうれる殺やいほんと
秘只今ほのひきはつゝまめくてひるほどよろしき
にて有つきいそと云らすよし
箏ケ日大臣ノ弟也 源ノ三ノ矢ク七十三ト関に見タリ 十サンハ
アルキノ後也
北市ゆうてさく
箏箏日上ヱ業寺ト云詞アリ同兄呉兄て竹腹又此次ノ詞二七
これゆうトアリ 一同兄九て五丈又ますてし
のことトアリ常ハ一て竹腹
ねらふ河のせられやうした

河 四行 說
ここやちかりん 三段

呂 ねきかきれ。せての。尾をそりの。たなくる。
源なんなくての。なやさくる。つまの。一段 わやさくる。
法まのての。うら源そし。尾くいの。やるきのいらよく
つかひよりん。二段 くつかくの。せんかいの。国きそ色。
うそれてかれ。こやちかよりん。三段
むねきりのせてのやつしたいら。源くらといりんゑてのもと

秘 ほのかにさえつりし絵所とて花鳥をみせける　箏ノ同義ニ
ほのかにかすかナト有テさえつりの詞ニ
さえつり　箏 和云ほのかにさえつりし行樹々つきまれし
箏曰琴ニ託さむト云詞ナリ皆鳥獣ノ詞ト見タリ
重つ爽し口　ことし箏
和云琴ニ託さむとは和琴をひく聞きて云ふ泳ぎうりし
弄花鳥ニ要ことつきすと云聞わり琴の旅し
河とつひハ琴粒トハけつき和琴にとつひとつきとさしと云
中わり柏氏十夷ノ奴奴にみそろうたくハとつひとつか
のすゑし或説ハの字し　和琴の琴乃字ニおろす

あれしすむかしなる旅やはかなんと
秘只今深のひきき旅つきをぬらしけるにて花よりまさるなる
いつ有つきいそとふる水し
箏ノ日大宿ノ舟ノ事し　深ノ云ヘタクヒナシト同ジ花日リ丁サ云ハ
アルヘキノ也し
北中みてさく
箏曰上ニ帯中ト云詞アリ同見異ニ而竹脈又其次ノ同ニ七
其比深中おもうトアリ　一同見而子吏 又来ましし其比深中
のこトアリ常ハ竹脈
ねきかのせんれやりうた
河 箏ニ 河 催馬楽呂　ねきかをれ。せての。屋をうり。たなくる。
やちらかし。すみかは。なりて。たやさくる。つま。一段　おやさくる。
御まへ。をりて。ら給へし。足て。屋ひくし。やまとのいらよく
つかひよん。二段 くわうくるせんへいの。聞きぞうの食。作るなる。
うそりしせきて。やらかなりん。三段
をねきかのせうのやりたい傍くらといりんそれものりと

時ていつてうの時よりやまとことばやまとだましひ
さかりなるべきなり物のあはれをしるこそ
てらしものゆゑよしなきことばをもてらしものゆゑ
平同やうため何らにもあるべきよはやうだまくらとあるべ
若たりしかの花のたくらとあるべ
なるべし又まくらと時のたりしよりおもうつる花
花やさくらはいつれとはいはるべし一動
花
らんらん時よたのしきことのみをもてあそぶ
第日和歌の体は相しかはるべ
但世時変に前りしらへう源しき給時改めて呂にしらへ
カへうしるべしとかもしかん

やまとことばとは
第秘二義あり俗の用ひをけ給とは又の義には源うあの
やうの歌をつくるのしるべ第日は後人撰相遠
元子の男ト太親人にのムカ文物なれう源こそうしるべ文

うつくしきことをうつくしとおもふ心を取り給へ
いてしき給へ
第源氏　そ　河ら廉ら　日記
ほえ人よなんをらね
秘一切の歌人よをらてハ
第一切の歌人はアり人ニシムルハ人中ノ不作ハ
殊ニ樂ハ御所ノ氣ニテ成カタ後人のそしへとらう
ほうしの形
河相史忘平相文字よりて世樂ハうそ女ハ
即同向東海ト曲ハ差人不導相史情　千載住句
第相史忘平相ハ唐書ニハ相史忘ト云
こ同人ハ文ウ思トヨルハ相史忘ト云
第日世樂ハ女の人ノ中ニハ日せん
ニキカスルハ人ノアルラメトハニヤ

[illegible]

第 和歌給ひて祇園に参し給ひし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或流耳うゝねとハさと人とし耳のうきふうんまき
うゝねまし

秘世義ニ曰ク葉スルニ耳ふうゝねふうとさとそれと玉
うゝの耳かうきハ能ふうとうねうてふうてほの
ゝ孫ちよ耳かうふうとうしての給ひるとうるる

なうゝとあうてもけ人ゝの　秘前ノ有しまし
第ほの月　曜麦前よりあり
いうてうゝうゝとそれそれ
第秘玉うゝまとふうゝまうり　耳月
世しいてつるうと
秘世うゝめるうゝ物るれうゝ孫
いうしてしも物のほいてうし
玉前の雨夜の物うゝの須ふうゝうゝ
秘雨夜物語のまり　第　耳
の孫ひいてうゝまる

秘久見とのまとふうしもうし　第耳
なうゝとうゝまをみひ孫と人やうし孫ん
必玉うゝのなうゝうゝ孫ひと内大臣ハ孫て久見と
のもとと尋ね孫てうゝてうゝうゝうるうゝさとし
第玉うゝと内大臣ハみせタラハ又久見とのり来る尋給へし
ソしカワツラハミサニ出ヤスラハ又久見とのり来る尋給へし　耳月
玉野ニテ合剣ニテ頂ハ孫ヲとこうゝうしさるうゝとて
ふうゝのうゝうゝ
前ふ注せり
まゝうゝうし　必ふうゝとと
河ふうゝちゆのうゝやのうゝこのまゝ
耳玉うゝのまとうゝもねまし
玉ハ玉うゝのうゝうゝて又ふうゝ孫ねとんうゝまとし
を玉カツラ　秘河耳　秘玉ハ月　第　皆載ス
ふうゝのうゝさうゝふうしうゝ
耳玉うゝ母うゝのまを早下ふうゝ下ふ又早下ふ
必家ふとし母とし母とし早ふ

むらさきのうへ

源のゐ

第二十八 行幸

第二十九 玉かつら

第三十 藤袴

第三十一 真木柱

第三十二 梅枝

第三十三 藤のうへの雲井雁

第三十四 若菜上

第三十五 柏木

第三十六 横笛

第三十七 鈴虫

第三十八 夕霧

第三十九 御法

第四十 幻

第四十一 雲隠

第四十二 匂宮

第四十三 紅梅

第四十四 竹河

第四十五 橋姫

第四十六 椎本

第四十七 総角

第四十八 宿木

第四十九 東屋

第五十 浮舟

第五十一 蜻蛉

第五十二 手習

第五十三 夢浮橋

[illegible]

源の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮内卿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後の人も作るをすうめしい
内大臣の家中の人こも此道に君をうつし給へうあ
とかの〳〵しく各申とし
世もほさたるまゆと
手ぽ也〳〵さんほれ
第弄云　はもく〳〵キまゝ
廿將のもとに伝いてう
第秘源の向のようしと文ものくいうのもの
うし給く　内大臣
さしかうこと　第秘しうう内大臣の羽
第四はう　あ
らうのもむうのとうく
むつうのもと内大臣のもの
みくゆうそかくめ
世上のあふ隠ふ
あうのゆと内
第年廿將
内府乃
何ものの後とし

見えおなえあるんうし　もの後と
第かつうう面目トし
もうれは羽ようふ
関源のようよ目うけ後ハ内府のかれとし対合しく
あうそしのようんをう
廿將のふうう
第むうつとかゆ
おなあをよあ
第秘大かうふもそ
いてそれい　第いての羽とこして
第秘内大臣ノ羽源ノ後ハ内府ト関目リ名モ関ニ九ハ
人くしさ後ふ
さ引し後ふをむうつ
よさしるてけ後かや
あくかくのちしつ
もちもつねハ人はもそ
おくくくさくよ　第秘　世上ハ順し　平内

[illegible]

[illegible]

第四 生得れ子のもくろみ

[illegible]

[illegible]

第五 [illegible]

[illegible]

河内守

いひいろ〳〵給

河内守

さていしはらめ〳〵ふなる

[illegible]

みこゝをなりのりえ給ひ

[illegible]

の推参し其故に兄弟の中なり[illegible]

天人うも給ひ[illegible]

人うもいきさくなるれありいるんし

因幡守宮をかめる頃しれありいるんとほのむこれ

[illegible]

[illegible]

第六 雲井屋 松月

あるすロれ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第父書給ふ事ハ[illegible]スヘキノ人し　秋月
[illegible]
第陸の巻ちりの[illegible]し　秋月
[illegible]

男うしろ[illegible]

[illegible]内大臣の方[illegible]
[illegible]
[illegible]内大臣の[illegible]
[illegible]
[illegible]

たち孫の行や――第四此引の味アリ
私雲井ハ久きうと申しタリテ拙子人じ
女ハ身とつねよんぼうしてゐたんと分つし
第内大臣武剛し此一段女のわしハ金言し了分眼
さうとしてさうしくとかるい給て
女のさしらるとも又恵さとさとる給てとみ
るてる文身かる給てらし

ふとのたるようめんつうり河ふとうえんたるようみ
河不動尊　陀羅尼　五枚呪元　三毒衆云　世界不害　釵宮印　或カ　勒印
第第四ア十カ千下明ノ中ハ二アラヌとつうるる祈ラケ了
うゆしの人も　関ゆしうるし人のくし
第私現在の人三モさし　四サルうり人千カ十九　千由ラ云し
さいさいか孫のひめ君　明石姫君し私
を伊勢物語よむとうもとあるうるの黒髪をうてよとと
私さいさうるる孫　右ハ第一さうるを恵をていつる行

うるのあるかようるうら給てとくしさゆ（もつ了
とくくくおう給くあもあるくし
をおとくくしさい遇せうとくくし紀ハ不及こ及るさと
中庸ハ道とするし
私ようるるし給とハ平等のくし是ハ及るさ
のくし平の字と
私かとくしさゆ（とハ行給ハ
けるさ毎あるるれと
是し内大臣の評判し
うるうるひくかるハんのひくく方ハ花ハ生ハ方ハうるひくる
ふくくようるくるんとハ人人生ハのくのかもむさ
あるるるれハんのまくよハあくく生れつさ給つるて
母さ有つしとてし
おうの人とたるうるハりう了成長
第明石姫君し私明石姫君入内するあるん時と
しさゆ有一ゆしと内大臣のまくし

たりしやうをみてもつてん

第雲井鳥のまへにテキ面このよし松内

ゐ見ハ雲井鳥のまへにゆきとのよし

つるーそちハたうふやーま

第少雪のまへ故春宮ゑりハ花ゑんとし松内

いりて人をハ神をゑ給

少雪よゆるさせ給ふ函ゑを孔てゆるん

と内大臣のをぶ

ゑてをとよ神ん

第公雪のまし

第少雪のまし　念比よ人をんよい孔しいるいさ給そと

第四試ミ中ニトラし人ノんんへキタメヤリウキ名ハミ

をてをとをとて渇テ後ハ孔ゑ人のんヲ

見ニトテゑハ又まヲモ念比ニゑまし

はをとをよりとり

河古はをとをとをのこをもんやーろえをてゑなけを

第弄関ハ引　ヲ日ゑ

河祢宣言

はを義て

むしハ何まも　孔ハ雲井鳥のん

ゑ首ハ何のをぶもをりをいまろんゑろかをもとりをて

ゑをしをとし

第雲井鳥のんし

しゑ今ゑカ引ノ能給ゑーし

いとけをしをしをのさいをを

少雪のあと平ねの鳥のためをてあるをし

いみをゑををしき　平井鳥ノんし

大宮をををてねをゑ月ををををを

弄平井鳥のまをのをのをし

ゑをくのをををををてをし

第祖母のゑ方ニモけ内大ゑ一ゑ故ゑををかをゑをす

ゑをニトトしをくのををハ又内大ゑをまし

おををこのゑのたいゑいゑ海ゑをし

第四江ゑのまし　ゑ江去をまをゑ

ゑをしをまをむゑ　ゑを進んんゑをををんゑ

特来

かくてもえたちさらしたまとふしたく（こ
かつよ人くしうねんを賣よりもふくもめさんと
するとの人のふしを祈ることは近江者のるとの内大臣のたちすす
さるとのりのよ
第五ある法ちくさよするんし因るふりもるすこし
かるちくふてさてあるうし人いりもせもかくしらをなの
女御の君し　第弘徽殿の女御し　松内　えちくれね
其の父内大臣の所江者を尋ん給ひ行ひ
ちくれ人くのあくさるはは
さふくう人くるれとしいるるとよふるあるつをを
ちくしてさこと作よ
内大臣のうくの作てをんすしくふかするるを
なるちくて　第女御の四位蔵　松内
さとれるふ　第さくまのみこと
中将をのてふちくとるるんうを祈とるくすと

第柏木をのかを祈てハ然ハき人をるつきとふるるよりるる
ちくなるるしさちくとんよくく女御ふるるふ
第柏木を此人所江者を尋ん給ひ行ひ方トモナる
ナラストをちくくなりこりソトうこ量給ひしとヨサミの訴
をノ祝函義ニ日ニ器ら
かくの給さくくとしくるくふるるかるやくるを
皆ちくくるの作故よるやくて例ものるさと
花島乃祝いく
第第四皆トりくこ麝義ニ給ユ（三人をれぬケ手モ有ニヤト）
私ニ死　祝非し　ヒとヒ第
因のかをのくの作ひさふくくと女御の因給てほるく
おかさるもあかさてあるふ（の我身ちやるる拙いりくみめ
ちくちくくてあるちくとるるやかとれとのあるそと
つしけよ女御ハの作よ
いをるつしけく
近江者のうへとの作ちる女御の四位因んをるつしたるる

[illegible]

第 女御のぼりうる 松月

[illegible]

[illegible]

弘徽殿女御のぼりうるとて ぬしもの花とうるはしく

のうるはしげなり

[illegible]

[illegible]

人々[illegible]

内大臣のの中し

中将[illegible]

[illegible]

[illegible]

図
せっさい
服装し
ホトトギス
ちょっと
けずり行

ちくろくとそうちゃくす　四井陰陽皆物忌ノ犯ニ
てかいしてせちゃかしこうてせーさいくしと行　小賽　智
河　三のめ句のこまかい所ゑ点ゑ四さんあり名すくいのさい
ひらいさき先をとうて　弄　わしてのさいとうてみてるこ暗
第　辺に老　第廿五節君ノウチ出ル　賽ウ小目〳〵トコロ〳〵　弄目
有又いし独し氏只空ひうセミテ切ミわしての小目ウ名ミテ有
行　古早
おそいしてきいさきや
あるうるてとおりて
第　又内大臣ノ人ノ中しさいせいし
さきをふをもてうきせい
第　上古ハ和ノ殿舎源氏三十前ノ進ケルニヤ源氏六条三十七廿
趣見ノ名リ　第廿　本ナし
おり人ようもしさうやれる　松　五節君
ゆくゆく

又　大目とうふうやあひらくの五節ゆ殿し　第廿　弄目
第　第廿　行ゆくとやつし　返歌センノ名
どうとい行って　図　竹の間し
ちき目とうちゃんとたうう所し
中ちゃ行りいあるやちゃんと
河　第　石の中よりいあるうちゃちゃ有ル
必　りちゃうるって　弄目りく
必　けりちゃ行ようくあるって　弄目
念ちゃう所の先ハ中ちゃ行ちゃ行ちゃ行ちゃ行ちゃ行
ちゃうちゃちゃんと行うちゃ
いとあるこいるう海ちゃもしく
和泉　清清　ちゃ行ちゃ行ちゃ行
かうちゃひちゃうう
必　つ流泉ちゃちゃちゃ下すくくさし　第廿くの略し　弄目
図　ちゃうる下ちゃくさし　又ひさいのちいさ　私ハ義不審

美ムノ引ケ用
ヤウナレ石ノ
念ヨまうハ石ノ
ツカイ名ヤウア
ルニコロハ又ケイウ
ルヤウトハケイノ
月ノ出ヤウニうテ
又ヤウうミヤウ義
行

かみう侍りしくつをうるまとなるし
河ゐるさを乃若恵の国のうりて今生の言葉の好醜ありとも
端正恵辱中来をいつるし不遇江君ゐるしりとすする
あるうねいつをかろけるゆをいつるに一統初ゐもをんぶか
き人ゐ龍をとりきわしし山君ゐあさ北御うるゐよつをうる
けるをしてふを
を河海よ二れんをもされ侍り後の一統おもし侍り
四河海ゐ院あり何しに物に弟一の義ゐるしきに
第和を河弟一ノ系宜をしに河ゐるさを乃若恵ノ国に係テ今生ノ
容貌ノ和醜ありを世ハ遇江君カタチあしカラ子龍怪キ
一統侍ケ保キ人ハ龍保キわしし山君ゐ保キ北御キ龍怪ケたト
花を後ノ統おもを
第四かみうるしくを髪ゐ中ト因ニ本院ニ尋
第世

額のちいさき御し
恵のあいりをを
物ゐし古いやよあるくしをなるし
も人よあるうよいくも
四我身よ似る所あると内大臣の弓給し
第文ゐるくの我ゐなるし北人とハ見給ゐし
るをよいるあるを
を物ゐをを境をしてみるを遇江君のよかるしるれハ我身
のをくせんをいるを侍ふし
かくて物しを侍ハ
花文ゐるくのしめハのそをれしる後ゐ遇江君よあるしる北の
四我ハ立のを侍ふをうを内大臣入侍ての刻し
はしめハいまゐみし侍ふ北ノ方今更ニ対面アリテ因ニカケ給し
第四山君の仕給ふ京ハ御ノ封し
つをるくうねくくてあるくやなをの侍ふし
うねくくてあるくやなをの侍ふし

おとろくのこゝろして　弄月

四月白なる孔雀ともなるさとし

第内大臣當職し所無暇し

さいのさとしとふる　第七位者ノ同秘

かくさふ〳〵ぬるなるの拍子なり

拍子しとふる〳〵ぬるなり

文内大臣と年来拍子しく　とふるし

てうるねんらし侍孔

河向掌　素然云　若拍章ヲヨム（キル）べキ

ようるねとハかりとるさんくんと要ようるかよりとうらて人と

ふるくさようさんくんとなるなり（さんて）つ孔双ハのるかし

孔おるくとつ孔おるみくるまつ孔ねる双ハのるきようるねる

ちるくんやるくさとる欲

双ハのるきようるねんらしてんやるくさし河海の孔流

弄ようきようと双ハようるねんらし

四河海孔いるく双ハの四ちるるてとるるさねんのするし

第河孔双ハヨキ平ラウタタ心ミ花一同ら第日拍ノ字し

拍孔し儀勧ちし時しかし　今不拍ト云ハ人不知ヒ上ル

ニカモ双ハノ結勢ウトニ合メリ　東坂喜而亭記ニ有ク

私島　喜而亭記云　弥月不而民有以為憂越三

月乙卯乃而甲子又而民以為未足丁卯大而三日乃

北官更相與慶於庭高賈相与歌於市農夫相与拍

於路ニ上ル唱し

第内大臣初日

元さしもあるるもさしなるもの

第第日井百子細図（又来ノ図）

ちさとる図ニ其理図（タリ）調ちら交リテ夕石仕ノ

人ノ中ニハ大方人ハ善西王耳ニ留ラヌ拍ち氏ソレ親

仁解云　女子ハ拍ちさ拍ニハ親類ラ云ヒ云ル拍ち況ヤ内

なるし四女トテ二ハニカラサラレ見昔ニカリスヘキヨリ身ちの

くしるるる　拍ハ又ト云第ジ

なへてのつくまるる人　第ちる人ふるハるハそとし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

業各入在近江國妙法華寺其試ミ者始從序品
晝今晴誦讀誦今業近江君ト云ニテ知又ハ妙法寺大
德ニ中ニ有ケルヨリ
德ニ中ニ有ケルヨリ又ハ中ハ大德ニ中ニ有ケルヨリ
ニテ有ケルヨリ名ヲ付シ

花業花ハ花ノ世ノ中ハ花ト
ニ成ルヲ花ト云フ

あ人物となん　　をわやうち物し
○業紅ノ舌ト云ハ人ノウヅヤミ来ル所ニアヤカリ名トし
○業たゝしとハ侍り給しとなし　私ニ
いてこそとそとやめ侍ん
○業内大臣ハ中ノ臣しめふりし
けゝつのんふくあそとれるとみ侍
親よけゝそんのあわハ舌とそのハ侍ると内大臣の侍ハる
所ハくいそのの舌とそきやめんといつるとけゝつのんふし
とそくそしふくしもしられ次近江ニそれいつるさ
ほし
それそらく

○業内大臣の詞

大とこそいあちそうもれ
あやうりるとあるまつまてくの侍ふし
こそはゆこのむくぬなるし
をしとそもつとそ
河吃　詞　若得為人龍　自瘡　趣　乃至　誘
斯經故薩羅罪如是　文　法華經　業円　私可ゝ
大そそうそうる
○業誘斯經故ノ事
こるうそつけよかハする　を弘徹尼の女御の事し
○業日ハ子ゐりとハ　を比ノ者ハ
八女ノ事ハ又子ゐる　を比ノ者ハ
女御ト他人ニアラス　女御の事ハ
侍ト近ノ事ト雲仙ト　ハ能キ花サル美女
仙ハ人ニスス謂不足言　私ハ
○業ノ事ハ面白さり
るうそうみるうとそ　を比ノ者ハ

上、女院乃御とゝいつゝ上ハ、ケ、ハ、ケ、ハ、ケ、

たきゝ給ふ所に侍ると
も 摂津国 拾薪設食
第 拾薪及菓流す 第日あるとくむといつるとウケテ法花
經をとりてまゐ薪をゆう出せん三枝寺法華三昧寺
上ノ刻に竹法寺ゆ南ゆ出せん三枝寺法華三昧寺
ハ所ゆ法花経文ウリテ書アラハメ其諸物三ツ薪
ケタ二及リつゝろさトを詞之又前後ノ白毫ニアリ
此世界ノ文繁敏ノ分脈
かのゆへ地よ志ゆん法師ら
又 吉瘡となる給ふとし
をこゆよの張ひるすとも
第 初ゆかこ地ゆるとつゝろ
かゆ 江君の西ゆ流し
内大臣のさゝくゝ地ゆ
もなるとゝろ人見えゆ
らすとゝゆまゝゆ

おなゆを乃人
又 此内大臣ゆ大ゆ乃人ゆ
ゆまゆるゝと此近江君ハ何ゆ
さていつゆ女御ゆ
いやいつゝの系ゆ
第 江君詞
ゆゆしき日ゆやゝいゆ
第 内大臣詞 吉日と撰三及ニ
私ゆゆしき日なゆやと
ゆよてゝくゝゝゝ
ひすて内大臣ゆ
ゆと心ゆ
第 第日女御 系給ふ中系ゆ
人ゆゆへとアてゝ名
ゆ張ひね
ゆくゝひまてゝ
ゆ紀日信ゆ信

ゆ内大臣の供奉し
第日
ゆ内大臣ゆ先の給ふと系ゆ
ゆゆしき日なゆやと
ゆよてゝくゝゝゝ
ひすて内大臣ゆ
ゆと心ゆ
第 第日女御 系給ふ中系ゆ
人ゆゆへとアてゝ名
ゆ張ひね
ゆくゝひまてゝ
ゆ紀日信ゆ信

ゆ内大臣の供奉し
第日

いてあれ免てくるのうれしさ
あやしきこゝろ

○第七江戸図

近江君の我身のゆゑとのゝしり
みせらあまりもてくしく
又是ハ近江君のれゐ免ゆゑ

○第五節ノ初内大臣ハ近江君のゆゑあるとふなるところ
くれぬ親ゆ尋ねぬ世れ給ヒ初ハ給ヒ
私ゆゑしきりやのとふらふ
くるなとてやしのんゑ
第四ハ第五節近江君の宮女ナラスまゆハ此ニテ見
タリ

思い乃君の人ゆとやうゝ

○第六初ニ近江君の図

いそめさ海

○第七第四あさましきとし
今ハいとうくらう

いてハ爰殆し

○第八の我身トナ思ハレソトし第四此五節九夫ノ時ヨリ
変しらふく如此ゑ　但又女御殿ノ第ニ来トナラハ此
間ノワレニテモ有てモキトとられ
私内大臣ノカヤウニノ給フ然切ナト思カタ〳〵ゝ
テ〳〵ハ九図ナリ　とハなま呼ら孔そとハ図ナテゼソ
トゑトスし　あるゝあるゝ子細アル亦身と思ひ
ヨナト、自慢図し
うらそゝれるハたるかゝよ
私をそゝれハ伝源物ゑ
ふさるかゝとゝれと文ゑゝゝるゝい
さのこゝろねし
らいるびあやしきこゝ人乃中ゝ
河夫　ねるいるし
私物ゑ海ゝ乃ゝ近江君のゑ海し
もゝれゝハ物かゝゝの家ゝ批判ゝるゝゝ

ことなる程にてなるもの歌ふをも
筆記云先公家の御うたいりんうツケテ見ハヒを筆日此
頃ハ物語作者の評し
らさくみことゝなるなり
筆秘しら関耳異毛
さはらくいかゝしれる行とゝらん無くさなきを
おしうるねこゝろを
さしらるゝとゝるゝこゝろを
あらいつくゝとゝるゝやゝ
ゝるゝゝもりて来ゝしみて原
筆日上初ハ源氏物語と
つ拾くゝなりあるゝ
ゝらゝむ物の上すゝいゝ
ゝゝゝ此頃に有合せりし合ゝ使物さし
妙ゝきすゝゝゝゝねゝのゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ筆記先ゝゝ

人の抓ゝゝゝゝ程なゝゝゝ面白ゝゝゝゝ
あゝきすゝゝゝゝゝゝゝ原ゝゝゝ
ふゝゝゝゝゝゝ
筆日此頃不審
筆記云筆二此義不審ふれて不審なゝゝゝゝ
ゝゝ近江君の事とふゝゝゝゝ
事との抓ゝゝゝゝゝゝ
ゝあゝゝゝゝゝゝ
まゝゝゝゝゝゝゝ
事を公家ゝゝゝゝ此近江君ゝのゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
なゝ
あゝゝけきこゝゝ耳
筆日七日より近江君
筆記相逢右ゝ注ゝあゝゝゝ

く言ときさはゝし
ことはゝをて
河わつまをてやるゝ人の子ハ言ゝみてゝをゝ
るまゝよほうゝ
第四ゝ
ゝゝゝ

川にて引くしの引と

第第四 第子地ノ批判ハ多ガ有（キリ）内ニ孫人余
比ニ思給ナラハ少シニ勝レル人有てミキラ今此巻の存分ハ
内大臣ノ脚下ニ引伸ベシ
私ニ此義いさゝか不審ニ思ふ子地ニ朝臣してうけるる
屋とハ道江巻のゆゑと第子地ニ朝臣してうけるる
（しかし）内大臣の母女房ニてうけるる兄弟ニ成れ
て此屋伸ニあるべきしと成ハ道江巻の引用ハ伸
くしきといふ説ハ此義絶へきなり

まつ川ハ源氏物語を給
近江君ハ高麗人文とをもしる
あしたのまつ引くしの
第ニ引文の引用 私ニ以下 第其ちくこ川合名仮関
少ニ引文の引用 引用皆略く

古
人ニ成ぬ引やなりとあ成のまつを拾て道ちとる
ひかむ引のもくしと
後ニ成ハ引ハ引ハ引くしの引成ハ
なりの関とや
第三 寛平川門川くしかろ
のこ人ハ人ハ名給てちふ
道みてハ引てふせやまふ
ちふ引ハ引くしのとハ
第川ハ引ハ引ハ引くしの
ハ引くしハ引ハ引ハ
第ちふ引ハ引ハ引ハ
ちふ引ハ引ハ引ハ
ちふ引ハ引ハ引ハ
第ちふ引ハ引ハ引ハ
ちふ引ハ引ハ引ハ
第花ちの引の流真名の文ハ
字ニ依テ上ハ書ノ點カハ九拍ハ必ニ真名ニ非ス筆勢ノ

コトヽ変點カチナルトヽ云ヘトノ羽ニトヽ
てのそのすらしみ次トアレハ假名ノ文ニ書タル點
カチナルトハ云トヽ用シ侍リ
まらやくれうる
女御の殿ヽ江君の家ヽ
いとふよゆまうや
れ月くらのこもりすの池乃秋ねるれいとふよそゆる
第日此ノ所ハ女御の方ヨリ近江君ヲいとふよそゆる
あやしきいみをそ
あ所
ふらぬよみるせい底のみくりの数すら
第をこそ紅のあ海ちまりとつ
第ちりこひくらのうのいとこいそあいえ田子のうなこ
第河ちかよりこトハをこ江君我身よりへテ常陸ノ海ハいと
して田子ノ浦波ニ立出ンとイヘヘ
日若ち 後ノ歌ノ田子の浦ノ波ハ君をこそ思ねの
と業此ノ所の不注ハいそあいえの七字アリルヘキ歟

ひすまうらハ　河ちまるふるトヽ女
第私ちトヽ女し　河ちノ厠長女院女ナトニテ有ルヘキ者ヽ
行幸　後鳥羽三七ヒ
たゝの君
中納ちノ君
ゆしけよ
中納ちノ君ちうを　いれと女御の宮ヽ
ちゝのりハ　見つけてゆしくつゝ
りてすゑうくと　女御の所ノ初し
第私ちこのゆし　むちこ女御ノ所ハ人及ハメヤアラトし　第載
ちゝ所ノ所ノ所ノ

必きとれをゆかしがりてし
もていてくそあるね
第五すれば連枝のかトテ面にたてくいさふ〳〵母人と笑ひ
ものさびしくふるしさよ母へ申すなり
たしにきもちのこまやかなれ侍めれきしさせふくして
必ふるものとものおかきし中納言君のト詞
第六第日中納言君ノ詞 雑〳〵ノ女房ノ詞 ノカキニクキ由ナリ
すしうきゆえきて 秋月
〇第七作者のすし 同月
〇〇〇〇〇〇〇〇
女御の四位書のもくに中納言君のうくし
ちうれとる
第八人の詞 あしうきのとうウケタリ 秋月
中納言君 ひしうなるすれば海のすあの御ようはうちにおよとこうとの
同月朝弄の由れ浪立むよ千の雑れ
七日月四の名所とよ紀うるし

スヽロまりうエツラ子ケ九へこと万葉に三ケ所乃躰ト申ス
必中まきとしさうとうに出ル第四の句を雑とも示し
弄上下とのうねうるうし
ひうちの浦

いうさうさ
第九云晴 晴日能云石山まいりて海ちとていうさ紀涙
ノさうれなとう処うれんやうたを
田子の浦浪

おるかのと
第十三吉の大川のほとるれもしりつ
を云大川のへを大川ものとこ千カへ名ニヤ但人他ノ歌今
アリヤ一尋之万葉ノ今ノ仁ヲラハなの見ヘメツハスト云ハル仁ナルニを
必おかの川のを用うへるし
いとさうちう

いろ孔ほて乃
こゝろひろる
ものしなゞふ
第河云ものしこゝろぬ右ハ筆ト乃祝ル
ものさはよそらしいろく
第河云を代し夷中の人ハ清息ノ袖ニ方スミテ書ハリ
凡俗ノ所為ル但中古ノ俗名清息共ニ裏ニ方ミテカケル
多ゝめ何
或文のうち祝ルものもるもと端ハ
ふ孔ねつくとてし
うゝ点みて
第近江君の随ふとこゝふさはし 秘月
なゝこもしつけゝ
第河云文をハ紙ノ色ノ色ハ分ル物ハ今ハ色の紙ハ用ル
麦ニ付タル夷中ハ久ル
私ニ河云但ルゝこのゝ
必ハ四ケ国をゝ絶ルし立むよとゝ絶とゝ云人ハ歌ハ類
第四ケ国ヲヨメルし立生ヨトゝ云ハ絶トス事ゝ人ハ歌ハ類
ハ類アリ但ルモ一理ヨシ アラハスハ今モ立ヨトゝ云人ハヨ
常陸 駿河 海 信濃 伯耆 筑前 [illegible] 上総
ゝゝゝゝ
中納言君ハ近ハ
第 女御ハ同
ハ女御の近刻ハ
てゝ
ゝれ人 ハ 関ゝ人 女御の
第中納言君初 関知ラレ人ハ又カスヘキトし 秘月
ハ
第河
近江君
第近江君の初女ハの
待
ゝの
ゝの
ゝの

[illegible]

第十七人源氏物語の羽言

世の中にたちいでてトイフ人名なし

第十八非作者の脈

[illegible]

又弄物三十人源氏物語の羽言しるし不て発し人人言葉

[illegible]正の若異ふ明ニアラハル体味知へし

[illegible]

第十九[illegible]

第二十下ノ巻ノ名ハ合香ノトヒ[illegible]仍わすれ[illegible]

第二十一[illegible]ノ名ハ[illegible]ヤ蜜ノ多ナノ仮法皮

[illegible]

[illegible]

第二十二白氏文集ニ[illegible]

[illegible]

小野天神　七歳の時四ツ[illegible]

或面子　遊仙窟

[illegible]

第二十三草子地

書サ[illegible]特し上の詞ニ[illegible]

第二十四世界面ノ作法ノ書[illegible]

作法ノ所ハ世ニ[illegible]